

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 新旧対照表目次

新旧对照表目次

- 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）
○ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（抄）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条～第四条）	第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 福島復興再生基本方針（第五条・第六条）	第二章 福島復興再生基本方針（第五条・第六条）
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置	第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置	第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置
第一款 避難解除等区域復興再生計画（第七条）	第一款 避難解除等区域復興再生計画（第七条）
第二款 土地改良法等の特例等（第八条～第十七条）	第二款 土地改良法等の特例等（第八条～第十七条）
第三節 第一節の二 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置	第三節 第一節の二 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置
第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二～第十七条の六）	第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二～第十七条の六）
第二款 土地改良法等の特例等（第十七条の七～第十七条の十 七）	第二款 土地改良法等の特例等（第十七条の七～第十七条の十 七）
第三款 第一節の三 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条～第二十六条）	第三款 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条～第二十六条）
第四節 第二節 住民の帰還の促進を図るための措置	第四節 第二節 住民の帰還の促進を図るための措置

第一款 公営住宅法の特例等（第二十七条—第三十一条）

第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）

第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十条—第三十五条）

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条—第三十八条）

第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るためにの措置

第一款 公営住宅法の特例等（第三十九条—第四十四条）

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第四十条—第四十八条）

第五節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等（第四十八条の二—第四十八条の十三）

第五節 帰還環境整備推進法人（第四十八条の十四—第四十八条の十八）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第四十九条—第六十条）

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第六十一条—第七十三条）

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第七十四条・第七十五条）

第一款 公営住宅法の特例等（第二十七条—第三十一条）

第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）

第三款 帰還環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十条—第三十五条）

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条—第三十八条）

第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るためにの措置

第一款 公営住宅法の特例等（第三十九条—第四十四条）

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第四十条—第四十八条）

第五節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等（第四十八条の二—第四十八条の十三）

第五節 帰還環境整備推進法人（第四十八条の十四—第四十八条の十八）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第四十九条—第六十条）

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置（第六十一条—第七十三条）

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例（第七十四条・第七十五条）

十五条)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第七十六条）

一第八十条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第八十一条—第八十九条）

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第九十条—第九十九条）

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第一百条）

第九章 雜則（第一百一条—第一百五条）

附則

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条 （略）

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

三 第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

四・七 （略）

八 第八十二条第一項に規定する重点推進計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

九・十 （略）

三・七 （略）

十五条)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第七十六条）

一第八十条)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進（第八十一条—第八十六条）

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（第八十七条—第九十四条）

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第九十五条）

第九章 雜則（第九十六条—第一百条）

附則

（福島復興再生基本方針の策定等）

第五条 （略）

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 （略）

（新設）

三・六 （略）

七 第八十二条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項

八・九 （略）

三・七 （略）

第七条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならない。

4 (略)

(土地改良法等の特例)

第八条 国は、避難解除等区域復興再生計画（前条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づいて行う土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「土地改良法特例法」という。）第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。）であって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。

2 (略)

(漁港漁場整備法の特例)

第九条 農林水産大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第

第七条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島県知事の意見を聴かなければならない。

4 (略)

(土地改良法等の特例)

第八条 国は、避難解除等区域復興再生計画（前条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に基づいて行う土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。第六項において「土地改良法特例法」という。）第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。）であって、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。

2 (略)

(漁港漁場整備法の特例)

第九条 農林水産大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第

四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六条までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（以下この項及び第十七条の八第一項において「漁港漁場整備事業」という。）（漁港管理者（同法第二十五條の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。）である福島県が管理する同法第二条に規定する漁港（第十七条の八第一項において「漁港」という。）に係る同法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第三条第一項各号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興漁港工事」という。）を、自ら施行することができる。

255 (略)

（砂防法の特例）

第十条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（以下この項及び第十七条の九第一項において「砂防工事」という。）（震災復旧代行法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、

四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六条までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（漁港管理者（同法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）である福島県が管理する同法第二条に規定する漁港に係る同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下「震災復旧代行法」という。）第三条第一項各号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興漁港工事」という。）を、自ら施行することができる。

255 (略)

（砂防法の特例）

第十条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（以下この項及び第十七条の九第一項において「砂防工事」という。）（震災復旧代行法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、

、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2・4 （略）

（港湾法の特例）

第十一條 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事（以下この項及び第十七条の十第一項において「港湾工事」という。）のうち同法第二条第五項に規定する港湾施設（港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。次項において同じ。）である福島県が管理するものに限る。第十七条の十第一項において単に「港湾施設」という。）の建設又は改良に係るもの（震災復旧代行法第五条第一項第二号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項において「復興港湾工事」という。）を、自ら施行することができる。

2・3 （略）

（道路法の特例）

第十二条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う

避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興砂防工事」という。）を、自ら施行することができる。

2・4 （略）

（港湾法の特例）

第十一條 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第七項に規定する港湾工事のうち同法第二条第五項に規定する港湾施設（港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。次項において同じ。）である福島県が管理するものに限る。）の建設又は改良に係るもの（震災復旧代行法第五条第一項第二号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項において「復興港湾工事」という。）を、自ら施行することができる。

2・3 （略）

（道路法の特例）

第十二条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う

都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。第十七条の十一第一項において同じ。）又は市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。同項において同じ。）の新設又は改築に関する工事（震災復旧代行法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項及び第七条の十一第一項において同じ。）である地方公共団体（福島県及び避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。）における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。）における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興道路工事」という。）を、自ら施行することができる。

2(5) (略)

（海岸法の特例）

第十三条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条及び第十七条の十二第一項において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項及び第十七条の十二第一項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区

都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。）の新設又は改築に関する工事（震災復旧代行法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項において同じ。）である地方公共団体（福島県及び避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。）における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興道路工事」という。）を、自ら施行することができる。

2(5) (略)

（海岸法の特例）

第十三条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条及び第十七条の十二第一項において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。以下この項において同じ。）の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るものと除く。）であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区

施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～5 （略）

（地すべり等防止法の特例）

第十四条 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条及び第十七条の十三第一項において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事（以下この項及び第十七条の十三第一項において「地すべり防止工事」という。）（震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興地すべり防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～5 （略）

（河川法の特例）

第十五条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う指定区間（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規

域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～5 （略）

（地すべり等防止法の特例）

第十四条 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事（震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興地すべり防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～5 （略）

（河川法の特例）

第十五条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う指定区間（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規

定する指定区間をいう。第十七条の十四第一項において同じ。）内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。第十七条の十四第一項において同じ。）、二級河川（同法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第五項及び第十七条の十四第一項において同じ。）又は準用河川（同法第一百条第一項に規定する準用河川をいう。第五項及び第十七条の十四第一項において同じ。）の改良工事（震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものとし、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～5 （略）

（急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律の特例）

第十六条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（以下この項及び第十七条の十五第一項において「急傾斜地崩壊防止工事」という。）（震災復旧代行法第十二条第一項各号に掲げる事業に係るものとし、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～5 （略）

（急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律の特例）

第十六条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地の崩壊による灾害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（震災復旧代行法第十二条第一項各号に掲げる事業に係るものとし、当該急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項から第五項までにおいて「復興急傾斜地崩壊防止工事」という。）を

定する指定区間をいう。）内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）、二級河川（同法第五条第一項に規定する二級河川をいう。第五項において同じ。）又は準用河川（同法第一百条第一項に規定する準用河川をいう。第五項において同じ。）の改良工事（震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものとし、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

もの（第三項から第五項までにおいて「復興急傾斜地崩壊防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2～6 （略）

（生活環境整備事業）

第十七条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて行う生活環境整備事業（住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。次項及び第十七条の十六第一項において同じ。）を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 （略）

第一節の二 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定）

第十七条の二 特定避難指示区城市町村（現に避難指示であつて第四条第4号ロに掲げる指示であるもの（以下この項において「特定避難指示」という。）の対象となつている区域（以下この項及び第九十三条において

、自ら施行することができる。

2～6 （略）

（生活環境整備事業）

第十七条 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七条第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて行う生活環境整備事業（住民の生活環境の改善に資するために必要となる公共施設又は公益的施設の清掃その他の当該施設の機能を回復するための事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。）を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

第十七条の二 特定避難指示区城市町村（現に避難指示であつて第四条第4号ロに掲げる指示であるもの（以下この項において「特定避難指示」という。）の対象となつている区域（以下この項及び第九十三条において

て「特定避難指示区域」という。）をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）の長は、福島復興再生基本方針に即して、復興府令で定めるところにより、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域）であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

一 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壤等の除染等の措置（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二条第三項に規定する土壤等の除染等の措置をいい、表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興府令・環境省令で定めるものにより行うものに限る。以下同じ。）を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興府令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的・社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる区域として適切であると認められること。

三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うこ

とができると認められること。

3	特定復興再生拠点区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第五号から第八号までに掲げる事項にあつては、特定復興再生拠点区域外にわたるものであつて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を記載するものとする。
1	特定復興再生拠点区域の区域
2	特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標
3	特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間
4	土地利用に関する基本方針
5	産業の復興及び再生に関する事項
6	道路その他の公共施設の整備に関する事項
7	生活環境の整備に関する事項
8	土壤等の除染等の措置、除去土壤の処理（土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤の収集、運搬、保管及び処分をいい、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第三項に規定する最終処分その他の復興令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）及び廃棄物の処理（放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をいい、当該復興令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）に関する事項
9	前各号に掲げるもののほか、特定復興再生拠点区域の復興及び再生に關し特に必要な事項
前項第五号から第八号までに掲げる事項には、特定避難指示区城市町	

村が実施する事業に係るものと記載するほか、必要に応じ、当該特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。

4 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画

に当該特定避難指示区域市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

5 特定避難指示区域市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画

を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた特定復興再生拠点

区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された第二項第一号

の区域が第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであるこ

と。

三 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点

区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、特定復興再生拠

点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項（

第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。）について、当該特

定復興再生拠点区域復興再生事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

8| 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第十七条の三 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、特定復興再生拠点区域復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第七項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定を受けた特定避難指示区城市町村の長」と、「認定を受けた」とあるのは「当該認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第四項から第八項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項」と、「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあるのは「特定避難指示区城市町村の長（以下「認定特定避難指示区城市町村長」という。）」と、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「認定特定避難指示区城市町村長」と、同法第七条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第七項

(新設)

に規定する特定復興再生拠点区域復興再生事項（以下「特定復興再生拠点区域復興再生事項」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「特定復興再生拠点区域復興再生事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二第八項」と読み替えるものとする。

（帰還環境整備推進法人による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案）

第十七条の四 第四十八条の十四第一項の規定により指定された帰還環境整備推進法人（第十七条の六及び第二節第三款において「帰還環境整備推進法人」という。）は、特定避難指示区城市町村の長に対し、復興庁令で定めるところにより、その業務を行うために必要な特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をすることを提案することができます。この場合においては、当該提案に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（次条及び第十七条の六において「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案」という。）に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案の内容は、福島復興再生基本方針に基づくものでなければならない。

（特定復興再生拠点区域復興再生計画提案に対する特定避難指示区城市

（新設）

町村の長の判断等)

第十七条の五 特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画提案が行われたときは、遅滞なく、特定復興再生拠点区域復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画（特定復興再生拠点区域復興再生計画提案に係る特定復興再生拠点区域復興再生計画）（特定復興再生計画提案の内容の全部又は一部を実現することとなる特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（特定復興再生拠点区域復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等をしない場合にとるべき措置）

第十七条の六 特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該特定復興再生拠点区域復興再生計画提案をした帰還環境整備推進法人に通知しなければならない。

第二款 土地改良法等の特例等

（土地改良法等の特例）

（新設）

第十七条の七 国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条）

（新設）

の二第六項の認定（第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。）（第十七条の二第二項第五号に掲げる事項に係る部分に限る。第三項及び第五項において同じ。）に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（土地改良法特例法第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。）であつて、認定特定復興再生拠点区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。

2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行なう土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行なう土地改良区が存する場合において、一と、同項第一号中「施設更新事業」と

あるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「第五条第六項及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。

3 国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（福島県知事が平成二十三年三月十一日以前に同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたものに限る。）であつて、福島県における当該土地改良事業の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものと、自ら行うことができる。この場合においては、当該指定のあつた日に、農林水産大臣が同法第八十七条第一項の規定により当該土地改良事業計画を定めたものとみなす。

4 第八条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第三項」とあるのは、「第十七条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて国が行う次の各号に掲げる土地改良事業についての土地改良法第九十条第一項の規定によ

る負担金の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業（土地改良法特例法第二条第二項に規定する特定災害復旧事業を除く。） 土地改良法特例法第五条第二号又は第三号の規定の例により算定した額

二 前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土地改良施設の変更に係る号に掲げる土地改良事業（同号に規定する土地改良施設の変更に係るものに限る。） 土地改良法特例法第五条第四号の規定の例により算定した額

6 東日本大震災復興特別区域法第五十二条第一項の規定により福島県が行う土地改良事業であつて、認定特定復興再生拠点区域において行うものについての同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同条第十項及び」とあるのは「同条第四項及び第十項並びに」と、「同法第八十七条の二第十九項」とあるのは「同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項」と、同条第三

項中「第八十七条の二第三項から第五項まで」とあるのは「第八十七条の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条第四項」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第十七条の八 農林水産大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十七条の十五までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備事業（漁港管理者である福島県が管理する漁港に係る漁港漁場整備法第四条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）に関する工事（震災復旧代行法第三条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の八第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興漁港工事」とあるのは「漁港漁場整備事業に関する工事」と読み替えるものとする。

(砂防法の特例)

第十七条の九 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画

(新設)

(新設)

に基づいて行う砂防工事（震災復旧代行法第四条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における砂防工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の九第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興砂防工事」とあるのは「砂防工事」と読み替えるものとする。

（港湾法の特例）

第十七条の十 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの（震災復旧代行法第五条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における港湾工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものと、自ら施行することができる。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第十七条の十第一項」と、同項中「復興港湾工事」とあるのは「港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの」と

（新設）

読み替えるものとする。

(道路法の特例)

第十七条の十一 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事（震災復旧代行法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るもの）を除く。）であつて、当該道路の道路管理者である地方公共団体（福島県及び認定特定復興再生拠点区域をその区域に含む市町村に限る。第十七条の十四において同じ。）における道路の新設又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十一第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興道路工事」とあるのは「都道府県道又は市町村道の新設又は改築に関する工事」と読み替えるものとする。

(海岸法の特例)

第十七条の十二 主務大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事（震災復旧代行法第七条第一項第二号に掲げる事業に係るもの）を除く。）であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その

(新設)

(新設)

他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十三条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十二第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興海岸工事」とあるのは「海岸保全施設の新設又は改良に関する工事」と読み替えるものとする。

(地すべり等防止法の特例)

第十七条の十三 主務大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事（震災復旧代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における地すべり防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したものと、自ら施行することができる。

2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十二第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興地すべり防止工事」とあるのは「地すべり防止工事」と読み替えるものとする。

(河川法の特例)

(新設)

(新設)

第十七条の十四 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事（震災復旧代行法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るもの）を除く。）であつて、当該河川の改良工事を施行すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団体における河川の改良工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したもの、自ら施行することができる。

2 第十五条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十七条の十四第一項」と、同条第三項及び第四項中「復興河川工事」とあるのは「指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事」と読み替えるものとする。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例）

第十七条の十五 国土交通大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事（震災復旧代行法第十一条第一項各号に掲げる事業に係るもの）を除く。）であつて、福島県における急傾斜地崩壊防止工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものを、自ら施行することができる。

2 第十六条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用す

（新設）

る。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十七条の十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「復興急傾斜地崩壊防止工事」とあるのは「急傾斜地崩壊防止工事」と読み替えるものとする。

(生活環境整備事業)

第十七条の十六 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二第二項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて行う生活環境整備事業を、復興庁令で定めるところにより、当該施設を管理する者の要請に基づいて、行うことができる。

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条の十六第一項」と読み替えるものとする。

(放射性物質汚染対処特措法の特例)

第十七条の十七 環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染特別地域内の認定特定復興再生拠点区域（放射性物質汚染対処特措法第二十八条第一項に規定する特別地域内除染実施計画が定められている区域を除く。）においては、放射性物質汚染対処特措法第三十条第一項の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に従つて、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理を行うことができる。

(新設)

放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項から第七項までの規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画について行う土壤等の除染等の措置について、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項並びに第五十条第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理について、それぞれ準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項中「この法律」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項の規定」と、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域をい（同法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）」と、放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項中「除染特別地域」とあるのは「認定特定復興再生拠点区域」と、「除去土壤等」とあるのは「同法第十七条の二第一項第一号に規定する土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤及び廃棄物」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 環境大臣は、放射性物質汚染対処特措法第十一条第一項に規定する汚染廃棄物対策地域内の認定特定復興再生拠点区域（放射性物質汚染対処特措法第十三条第一項に規定する対策地域内廃棄物処理計画が定められている区域を除く。以下この項において同じ。）においては、放射性物質汚染対処特措法第十五条の規定にかかわらず、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて、廃棄物の処理（認定特定復興再生拠点区域内廃棄物（認定特定復興再生拠点区域内の放射性物質汚染対処特措法第

二条第二項に規定する廃棄物であつて、土壤等の除染等の措置に伴い生じたものその他の環境省令で定めるものをいう。）の収集、運搬、保管及び処分に限る。次項及び第五項において同じ。）を行うことができる。

4 | 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項並びに第五十条第三項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により環境大臣が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従つて行う廃棄物の処理について準用する。この場合において、放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項中「この法律」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項の規定」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

5 | 第一項の規定により環境大臣が行う土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理に要する費用並びに第三項の規定により環境大臣が行う廃棄物の処理に要する費用は、国の負担とする。

6 | 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第四項又は第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第五十条第三項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(企業立地促進計画の作成等)

第十八条 福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画に適合して）、復興庁令で定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業（雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業であって、復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）を実施する企業の立地を促進するための計画（以下「企業立地促進計画」という。）を作成することができる。

2 企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 （略）
二 避難解除区域及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となつてている区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。以下「避難解除区域等」という。）内の区域であつて、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）

三・四 （略）

3～5 （略）

(企業立地促進計画の作成等)

第十八条 福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画に即して、復興庁令で定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業（雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。）を実施する企業の立地を促進するための計画（以下「企業立地促進計画」という。）を作成することができる。

2 企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 （略）

二 避難解除区域及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となつてている区域（以下「避難解除区域等」という。）内の区域であつて、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）

三・四 （略）

3～5 （略）

6	内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された企業立地促進計画が避難解除等区域復興再生計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画又は認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に適合していないと認めるときは、福島県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
7	（略）
第三十二条	（略）
2	（略）
3	一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げることに従つて定めなければならない。
一	（略）
二	避難解除等区域復興再生計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域復興再生計画及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に適合するよう定めること。

6	内閣総理大臣は、第四項の規定により提出された企業立地促進計画が避難解除等区域復興再生計画に適合していないと認めるときは、福島県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
7	（略）
第三十二条	（略）
2	（略）
3	一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画は、次に掲げることに従つて定めなければならない。
一	（略）
二	避難解除等区域復興再生計画に適合するよう定めること。

（帰還環境整備事業計画の作成等）

第三十三条 避難指示・解除区城市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区城市町村以外の福島の市町村であつて、その区域における放射線量その他の事項を勘案して次項第二号へに掲げる事業を実施する必要があるものとして復興庁令で定めるものをい

（帰還環境整備事業計画の作成等）

第三十三条 避難指示・解除区城市町村（避難指示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）若しくは特定市町村（避難指示・解除区城市町村以外の福島の市町村であつて、その区域における放射線量その他の事項を勘案して次項第二号へに掲げる事業を実施する必要があるものとして復興庁令で定めるものをい

福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区城市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成することができる。

2 帰還環境整備事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還の促進を図るための環境の整備（以下「帰還環境整備」という。）に関し必要な事項

（帰還環境整備推進法人による帰還環境整備事業計画の作成等の提案）

第三十三条の二 帰還環境整備推進法人は、避難指示・解除区城市町村の長に対し、復興庁令で定めるところにより、その業務を行うために必要な帰還環境整備事業計画の作成又は変更をすることを提案することができます。この場合においては、当該提案に係る帰還環境整備事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（次条及び第三十三条の四において「帰還環境整備事業計画提案」という。）に係る帰還環境整備事業計画の素案の内容は、福島復興再生基本方針に基づくものでなければならない。

（帰還環境整備事業計画提案に対する避難指示・解除区城市町村の長の判断等）

第三十三条の三 避難指示・解除区城市町村の長は、帰還環境整備事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、帰還環境整備事業計画提案を踏ま

う。以下同じ。）の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区城市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画（以下「帰還環境整備事業計画」という。）を作成することができる。

2 帰還環境整備事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還の促進を図るための環境の整備に関し必要な事項

（新設）

（新設）

えた帰還環境整備事業計画（帰還環境整備事業計画提案に係る帰還環境整備事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる帰還環境整備事業計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該帰還環境整備事業計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（帰還環境整備事業計画提案を踏まえた帰還環境整備事業計画の作成等をしない場合にとるべき措置）

第三十三条の四 避難指示・解除区城市町村の長は、帰還環境整備事業計画提案を踏まえた帰還環境整備事業計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該帰還環境整備事業計画提案をした帰還環境整備推進法人に通知しなければならない。

第四節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

（公益社団法人福島相双復興推進機構による派遣の要請）

（新設）

第四十八条の二 避難指示・解除区城市町村の復興及び再生を推進することを目的とする公益社団法人福島相双復興推進機構（平成二十七年八月十二日に一般社団法人福島相双復興準備機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）は、避難指示・解除区城市町村の復興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者（避難指示・解除区

城市町村の区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人をいう。以下この項において同じ。」の経営に関する診断及び助言、特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、国の行政機関その他の関係機関との連絡調整その他国的事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

（国の職員の派遣）

第四十八条の三 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他的事情を勘案して、国的事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との

（新設）

間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができる。

2 | 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 |

第一項の取決めにおいては、機構における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。第四十八条の五第一項及び第二項において同じ。）その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 |

任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 |

第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、機構からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 |

第一項の規定により機構において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、機構において特定業務を行うものとする。

7 | 第一項の規定により派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

8 | 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

（職務への復帰）

第四十八条の四 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 | 任命権者は、派遣職員が機構における職員の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

（派遣期間中の給与等）

第四十八条の五 任命権者は、機構との間で第四十八条の三第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される国の職員が機構から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び機構において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 | 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、機構において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中

（新設）

、機構から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3| 前項ただし書の規定による給与の支給に關し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

（国家公務員共済組合法の特例）

第四十八条の六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「国共済法」という。）第三十九条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2| 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用につ

（新設）

いっては、機構における特定業務を公務とみなす。

3 | 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 | 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の二第一項に規定する機構（以下「機構」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「機構の負担金及び国の負担金」と、国共済法第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「機構及び国」とする。

5

前項の場合において機構及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五号）第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（子ども・子育て支援法の特例）

第四十八条の七 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、機構を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

（国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任）

第四十八条の八 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整をする場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

（新設）

（新設）

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第四十八条の九 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、機構における特定業務（当該特定業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項

に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

（国家公務員退職手当法の特例）

第四十八条の十 第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定の適用については、機構における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第四十八条の三第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が機構から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十二条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退

（新設）

職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第四十八条の十一 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第四十八条の十二 この法律に定めるもののほか、機構において国の職員が特定業務を行うための派遣に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

(機構の役員及び職員の地位)

第四十八条の十三 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

(新設)

(帰還環境整備推進法人の指定)

第四十八条の十四 避難指示・解除区城市町村の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は帰還環境整備の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、帰還環境整備推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2| 避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3| 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を避難指示・解除区城市町村の長に届け出なければならない。

4| 避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

(新設)

第四十八条の十五 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 帰還環境整備に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他援助を行うこと。

(新設)

二 次に掲げる事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

イ 避難解除等区域復興再生計画に第七条第二項第三号から第五号までに掲げる事項として定められた事業

ロ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に第十七条の二第二項第五号から第七号までに掲げる事項として記載された事業

ハ 帰還環境整備事業計画に第三十三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項として記載された事業

三 前号イからハまでに掲げる事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 避難指示区域から避難している者からの委託に基づき、その者が所有する当該避難指示区域内の土地又は建築物その他の工作物の管理を行うこと。

五 帰還環境整備の推進に関する調査研究を行うこと。

六 帰還環境整備の推進に関する普及啓発を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、帰還環境整備の推進のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第四十八条の十六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第三号に掲げる業務（同条第二号イからハまでに掲げる事業のうち公共施設の整備に関する事業に係るものに限る。）の用に供せるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(新設)

(監督等)

第四十八条の十七 避難指示・解除区城市町村の長は、第四十八条の十五各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるとときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 避難指示・解除区城市町村の長は、推進法人が第四十八条の十五各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 避難指示・解除区城市町村の長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四十八条の十四第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 避難指示・解除区城市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条の十八 国、福島県及び避難指示・解除区城市町村は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第五十四条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と

(新設)

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第五十四条 国は、福島の健全な復興を図るため、福島の地方公共団体と

連携して、福島における除染等の措置等（放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2・3 （略）

（教育を受ける機会の確保のための施策）

第五十八条 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、自然体験活動の促進、いじめの防止のための対策の実施その他の取組を支援するためには必要な施策を講ずるものとする。

（産業復興再生計画の認定）

第六十一条 （略）

2 （略）

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十三条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第百二条ただし書に規定する規制にあ

連携して、福島における除染等の措置等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百十号）第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第五十六条において同じ。）を迅速に実施するものとする。

2・3 （略）

（教育を受ける機会の確保のための施策）

第五十八条 国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するためには必要な施策を講ずるものとする。

（産業復興再生計画の認定）

第六十一条 （略）

2 （略）

3 前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十三条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第九十七条ただし書に規定する規制にあ

つては、主務省令。第七十二条及び第七十三条において「復興府令・主務省令」という。）又は第七十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第六十七条及び第七十条を除き、以下この節において「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5～7 （略）

8 福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

9～11 （略）

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

あつては、主務省令。第七十二条及び第七十三条において「復興府令・主務省令」という。）又は第七十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第六十七条及び第七十条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならぬ。

5～7 （略）

8 福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

9～11 （略）

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一〇四 (略)

五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

六 (略)

2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇四 (略)

五 前項第五号に定める事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。

六 前項第五号に定める事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七 (略)

一〇四 (略)

五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第二項、第十一条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

六 (略)

2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一〇四 (略)

五 前項第五号に定める事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。

六 前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七 (略)

第七十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可、登録、変更登録又は認定があつたものとみなす。

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項 もとに限る。）	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係る もとに限る。）	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項 もとに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第七十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

		(新設) (略)	(新設) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項 もとに限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

の規定による届出に係るものに限る。) が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項の規定による届出があつたものとみなす。

(商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査等の措置)

第七十八条の二 国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して福島で生産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

第八十条 国は、第七十六条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第八十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー

）が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。

(新設)

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

第八十条 国は、第七十六条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになつていないと起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(重点推進計画の認定)

第八十一条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能工

一源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。以下同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇三 （略）

四 第一号の区域内において、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の第二号の目標を達成するために必要な取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下この号及び第八十八条において「福島国際研究産業都市区域」という。）を定める場合については、次に掲げる事項

イ 福島国際研究産業都市区域の区域

ロ 福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容

四 （略）

一源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十四条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇三 （略）

（新設）

3| 前項第四号口に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができ

る。

(新設)

一 廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化

に関する研究開発を行う事業であつて、新たな産業の創出に寄与する

もの（中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号

）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第八十四条において同じ。）が行うものに限る。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ 当該事業の実施期間

ハ その他当該事業の実施に関し必要な事項

二 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行

う事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の内容及び実施主体

ロ その他当該事業の実施に関し必要な事項

4| 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ

、関係市町村長（重点推進計画に前項各号に掲げる事項を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び同項第一号イ又は第二号イの実施

主体。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

5| 6| （略）

7| 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第八十三条に規定する事業、第八十四条若しくは第八十五条に規定する措置又は第八十六条から第八十八条までに規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関

3| 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ

、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4| 5| （略）

6| 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第八十三条に規定する事業又は第八十四条若しくは第八十五条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならぬ。

係行政機関の長の同意を得なければならない。

8 | 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第七項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、「同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第四項から第八項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第七項」に規定する重点推進事業（以下「重点推進事業」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八

7 | 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第八十二条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、「同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第三項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八十一条第六項」に規定する重点推進事業（以下「重点推進事業」という。）」と、同法第八条第二項及び第十条第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第八

「十一條第六項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第八十一条第八項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第八十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第八十一条第六項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（以下「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（特許料等の特例）

第八十四条 特許庁長官は、認定重点推進計画（第八十一条第三項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。）に基づいて行う同号に規定する事業の成果に係る特許発明（当該認定重点推進計画に定められた同号の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）について、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

「十一條第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは、「福島復興再生特別措置法第八十一条第七項」と読み替えるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

第八十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行っている工場用地について、福島県知事が第八十一条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第八十五条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（新設）

特許庁長官は、認定重点推進計画に基づいて行う第八十一条第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明（当該認定重点推進計画に定められた同号口の実施期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が当該事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第二百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

（国有施設の使用の特例）

第八十五条 国は、政令で定めるところにより、認定重点推進計画（第八十一条第三項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づいて同号に規定する事業を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

（研究開発の推進等のための施策）

第八十六条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（企業の立地の促進等のための施策）

（新設）

（研究開発の推進等のための施策）

第八十四条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器及びロボットに関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（企業の立地の促進等のための施策）

第八十七条 (略)

(福島国際研究産業都市区域における取組の促進に係る連携の強化のための施策)

第八十八条

国は、福島国際研究産業都市区域における第八十一条第二項第四号ロに規定する取組を促進するため、福島の地方公共団体相互間の広域的な連携の確保その他の国、地方公共団体、研究機関、事業者その他関係者相互間の連携を強化するために必要な施策を講ずるものとする。

(その他の新たな産業の創出等のための措置)

第八十九条 国は、第八十三条から前条までに定めるもののほか、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第九十条 (略)

(住民の円滑な帰還の促進を図るための措置)

第九十一条 国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため

第八十五条 (略)

(新設)

(その他の新たな産業の創出等のための措置)

第八十六条 国は、前三条に定めるもののほか、福島において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十七条 (略)

(住民の円滑な帰還の促進を図るための措置)

第八十八条 国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため

、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

第九十二条 (略)

第八十九条 (略)

第九十三条 国は、特定避難指示区城市町村によつて特定避難指示区域への将来的な住民の帰還を促進するための中長期的な構想が策定されいるときは、当該構想を勘案して、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の当該構想に基づいて当該特定避難指示区城市町村が行う取組を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

第九十四条 国は、避難指示・解除区城市町村への住民の円滑な帰還の促進及び避難指示・解除区城市町村における住民の生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通網を形成するため必要な措置を講ずるものとする。

第九十五条～第九十九条 (略)

第九十条～第九十四条 (略)

第一百条 (略)

2～4 (略)

5 議長は、協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

6 協議会及び分科会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長

5 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公

及び地方公共団体の長その他の執行機関に對して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 | (略)

8 | 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会及び分科会の運営に
関し必要な事項は、協議会が定める。

第一百条～第一百五条 (略)

共団体の長その他の執行機関に對して、資料の提供、意見の表明、説明
その他必要な協力を求めることができる。

6 | (略)

第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に
関し必要な事項は、協議会が定める。

第九十六条～第一百条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条　（略）</p> <p>2　復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五　（略）</p> <p>六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二百二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第十七条の二第六項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関すること、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に関すること、同法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の配分計画に関すること、同法第三十三条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関すること、同法第三十四条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関すること、同法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関すること、同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関すること、同法第六十一条第九項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等、同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条　（略）</p> <p>2　復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五　（略）</p> <p>六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二百二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進に関すること、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に関すること、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備交付金の配分計画に関すること、同法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に関すること、同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に関すること、同法第六十一条第九項に規定する重点推進計画の認定に関すること並びに同法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等、同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等及び同法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p>

に関すること。

3
七
九
(略)

3
七
九
(略)

現 行	改 正 案	附 則	改 正 案	附 則	（削る）

第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は」を「第二条の二若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十二条の二第一項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは」に改め、同条第二項第五号中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは」に改め、同項第六号中「電気事業法」の下に「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十
九第一項の変更登録又は同法」を加える。

前条第一項第五号に掲げる事

同法第二条の二若しくは第二十

第六十条第一項中「認可」の下に「登録、変更登録」を加え、同

項の表前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）の項の次に次のように加える。

項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二

七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七

条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

一項の変更登録に係るものに限る。）

第六十条第三項中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第一条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改める。

